

## 平成30年第5回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

### 1 開催日時

平成30年3月15日（木）14時00分から15時24分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、  
城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 吉田法稔、理事 松尾圭子、総務部長 辰田一郎、  
教育企画部長 木原茂、教育振興部長 原田靖、総務課長 日高公徳、  
財務課長 山口洋志、文化財保護課長 井手優二、企画調整課長 高田裕康、  
社会教育課長 谷本理佐、教職員課長 平川真一、施設課長 松永雄一、  
高校教育課長 相原康人、義務教育課長 田中直喜、  
人権・同和教育課長 木下尊雅、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

### 6 傍聴者等数

1名

### 7 会議

14時00分、清家委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）「市町村立学校長の人事について」、協議（2）「県立学校長の人事について」、協議（3）「県立学校事務職員の人事について」及び協議（4）「事務局等職員の人事について」は、いずれも人事に関する案件のため、木下委員から非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

#### （1）議事

・第8号議案 平成30年度福岡県教育施策実施計画の策定について

高田企画調整課長から、昨年度策定した教育施策実施計画の構成を基にして、国や県の動向に合わせた修正を加えるとともに、新規事業や最近の教育課題を踏まえて、施策の基本的なねらいや取組・事業の見直しを行い、併せて成果指標についても修正を行ったものであり、3月28日の県議会での議決の後に、重点的に取り組む事業に予算額を記載した上で、県のホームページで公表するとともに、市町村教育委員会や学校、教育関係機関等に周知し、施策の推進に努める旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から、食生活の乱れや運動不足が原因の2型糖尿病に罹患する子供たちがここ30年間で約7倍に増えており、その約97%が肥満児であることから、その対応策について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、本県の肥満傾向のある児童の出現率は全国平均とほぼ同じで、年度別の推移も微増又は微減を繰り返している状態であり、食育の指導については学校全体で取り組むこととしており、その中心を担う栄養教諭を県内で350名以上配置し、給食の時間以外にも給食だよりの発行や毎日の学級活動における指導を続けていきたい旨の説明があった。

これに対して、清家委員長から、他県の学校の野球部で、顧問が生徒に対して米を1食につき3合食べるように指導を行っていると聞き、糖尿病の遺伝子を持つ生徒であれば2型糖尿病になる恐れがあるため、やめた方がよいと顧問に忠告したが改まっていないようであり、繰り返し指導していく必要があるとの意見があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、野球部に限った話ではあるが、本県においてはそのような指導がなされていることはないようであり、次年度当初に行われる高野連主催の監督者向け研修会において、栄養バランスに配慮した食事に関する内容を取り上げる予定であるとの説明があった。

次いで、宮本委員から、施策の成果指標で現状値よりも目標値の方が低いものがある理由について質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数の目標値については、過去3年のデータの平均値を目標値として定めており、県立美術館入館者数については、平成23年度から平成27年度のデータの平均値を目標値として定めているが、現状値である平成28年度は企画展が人気を博し、入館者が大きく増えたことにより目標値を上回っているとの説明があった。

また、井手文化財保護課長から、旧福岡県公会堂貴賓館入館者数につ

いては、貴賓館の管理を行う指定管理者と県とが5年間の契約を結んだ際に、本県が指定管理者へ示した入館者数を目標値としたものだが、平成29年度においては既に1万人を超えている実態があり、県と指定管理者との間で実態に即した目標値を共有して事業を行っていきたいと考えているとの説明があった。

次いで、清家委員長から、次年度実施予定の「グローバル化に対応した英語教育推進事業」の中で、高校生への英検等受験費用助成を行うとされているが、英検の受験を県として推奨しているのかとの質問があった。

これに対して、相原高校教育課長から、他の民間検定試験も助成の対象としており、英検のみを対象としているものではない旨の説明があった。

次いで、清家委員長から、県立高等学校の推薦入試において、英検取得の有無が推薦事由となっているかとの質問があった。

これに対して、相原高校教育課長から、各学校が求める生徒象を設定しており、英検取得の有無がそれに該当するかどうかによるものであるため、全ての学校で推薦事由となるわけではないとの説明があった。

次いで、宮本委員から、「学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備」の指標として「PTAや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合」を設定しているが、何をもって「積極的に参加している」とするのかとの質問があった。

これに対して、田中義務教育課長から、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における学校への質問項目の中に入っているもので、学校が自己評価として回答するものであるとの説明があった。

次いで、木下委員から、貸与型の高等学校奨学金と給付型の高校生等奨学給付金との支給基準の違いについて質問があった。

これに対して、山口財務課長から、高校生等奨学給付金は生活保護受給世帯や市町村民税所得割額非課税世帯を対象としているとの説明があった。

また、相原高校教育課長から、高等学校奨学金は、世帯の収入を生活保護基準に照らして貸与の可否を決定しており、高校生等奨学給付金の給付と高等学校奨学金の貸与とを重複して受けることも可能であるとの説明があった。

次いで、木下委員から、高等学校奨学金の貸与額について質問があった。

これに対して、相原高校教育課長から、在籍校が公立か私立か、生徒の通学状況が自宅からか自宅外からかによって貸与月額を選択メニュー

があり、最も高いもので3万円であるとの説明があった。

次いで、前田委員から、「道德教育推進の核となる指導者を養成する」ことについて、具体的にどのような取組を行うのか、また、指標となっている「研修会の講師等として自校以外で活動した道德教育地域指導者」はどのような位置づけとなっているのかとの質問があった。

これに対して、田中義務教育課長から、道德教育推進の核となる指導者を養成するための研修を毎年実施し、県教育委員会が指導者の認定を行っており、この指導者が他校の校内研修で講師として活動する等により、指導のノウハウの普及を行うものであるとの説明があった。

次いで、前田委員から、精神疾患による休職者の状況及び具体的なメンタルヘルス対策について質問があった。

これに対して、平川教職員課長から、精神疾患による休職者は休職期間が比較的長期にわたる傾向があり、全ての病気休職者の中に占める割合は約60%で高止まりしている状態であるとの説明があった。

また、日高総務課長から、メンタルヘルス対策については、階層別研修において講義内容として盛り込んでいること及び各教育事務所や互助会においてストレスチェックの結果を基にした面接相談事業を行っているとの説明があった。

次いで、清家委員長から、教員評価は具体的にどのようなことを行って充実を図るのかとの質問があった。

これに対して、平川教職員課長から、教員の意欲を喚起することが評価の目的であり、今年度から評価の結果が直接給与に結びつく制度としている旨の説明があった。

次いで、清家委員長から、児童生徒の体力向上のための「1校1取組」運動の実施状況について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、すべての小中学校において体力向上プランを策定するよう指導しており、そのプランの中に「1校1取組」運動の具体的な内容を記載することとしている旨の説明があった。

次いで、清家委員長から、「福岡県体力向上総合推進事業」の中でタグラグビーについて記載があるが、手や指の骨折が増えているようなことはないかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、タグラグビーの普及プロジェクトを平成28年度から進めていることから、手や指の骨折の件数を平成27年度と平成28年度とで比較したが、ほとんど増えておらず、影響はないと考えられるとの説明があった。

次いで、清家委員長から、どんなことでもいいから体を動かして体力

を向上させられるよう、指導を徹底してほしいとの意見があった。

清家委員長から、他の意見の有無を問い、第8号議案は原案どおり可決された。

・第9号議案 福岡県教育庁組織規則の制定について

第10号議案 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第9号議案と第10号議案については、いずれも教育庁本庁組織の機構改革に係る案件であるため、一括して審議することとされた。

日高総務課長から、この改正の趣旨は、来年度から教育長をトップとした「新たな教育委員会制度」に移行することを契機として、事務局の組織を、複雑化・困難化した教育課題に対応しうる執行体制に改めるものである旨の説明があった。

第9号議案については、機構改革の概要として、現在の総務部、教育企画部及び教育振興部の3部体制を、教育総務部及び教育振興部の2部体制とすること並びに特別支援教育課及び総務企画課を新設するもので、これに伴って、福岡県教育庁組織規則の外5つの規則の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものである旨の説明があった。

第10号議案については、副教育長及び教育監の職を新設するもので、これに伴って、福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の外2つの規則の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものである旨の説明があった。

清家委員長から他の意見の有無を問い、第9号議案及び第10号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、清家委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

## (2) 協議

・市町村立学校長の人事について

平川教職員課長から、平成30年度当初の市町村立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会会議で継続して審議することとなった。

- 県立学校長の人事について  
平川教職員課長から、平成30年度当初の県立学校長の人事異動について説明があった。  
次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会会議で継続して審議することとなった。
  
- 県立学校事務職員の人事について  
日高総務課長から、平成30年度当初の県立学校事務職員の人事異動について説明があった。  
次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会会議で継続して審議することとなった。
  
- 事務局等職員の人事について  
城戸教育長から、平成30年度当初の県教育委員会事務局等職員の人事異動について説明があった。  
次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会会議で継続して審議することとなった。

清家委員長が閉会を宣言し、15時24分閉会した。